

第七章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで、次条から第四十一条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。) を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百一十三条において 準用する第七十条第三 項第一号	第一百一十三条において 準用する第六十八条 第二項第二号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)
第一百一十三条において 準用する第七十八条第 一項	の発行総額() について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額(分割により増加した金額を含み、併合により減少した金額、当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る金額及び

			第一百二十三条において 準用する第七十八条第 二項	発生、移転又は消滅
		第一百二十三条において 準用する第七十九条第 二項第二号	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の 発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入 簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。） より当該口座における当該
第一項	第三百十八條第二号	の規定により	第一百二十三条において 準用する第八十二条第 一項	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の 発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入 簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。） 附則第三十九条第一項に規定する特例貸付 信託受益権

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例貸付信託受益権について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項第二号	社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券）	受益証券（貸付信託法第八条第一項に規定する受益証券）
附則第十四条第二項本 文	社債券（弁済期が到来しない利札が欠けていないものに限る。）	受益証券
附則第十五条及び第十 六条第四項	社債券	受益証券

（併合又は分割の定めがある振替特定目的信託受益権の特例）

第四十条 新受入終了日までに設定された資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権

(契約において併合又は分割の定めがあるものに限る。) であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の特定目的信託契約の変更が行われたもの（次項において「特例特定目的信託受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替特定目的信託受益権とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第百十三条から第百二十四条まで、第一百二十五条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第百十四条第二項、第一百二十七条並びに第七章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十五条の表第七	発行総額（償還済みの額）	の発行総額（償還済みの額）
十八条第一項の項	総発行持分の数（償還済みの について振替受入簿に記載され、又は記録 持分の数）	された持分の数の合計数（分割により増加 した持分の数を含み、併合により減少した

			持分の数、当該記載又は記録の効力が生じ なかつた場合における当該記載又は記録に 係る持分の数及び償還済みの持分の数
第一百二十五条において 準用する第七十条第三 項第二号	保有欄	第一百二十五条において準用する第六十八条 第三項第三号に掲げる事項を記載し、若し くは記録する欄（以下この章において「保 有欄」という。）	第一百二十五条において準用する第七十八条 第三項第三号に掲げる事項を記載し、若し くは記録する欄（以下この章において「保 有欄」という。）
第一百一十五条において 準用する第七十八条第 二項	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の 発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入 簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の 発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入 簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）
第一百一十五条において 準用する第七十九条第	より当該 発生、移転又は消滅	より当該口座における当該 発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の 発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入	より当該口座における当該 発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の 発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入

二項第一号

簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)

第一百二十五条において 準用する第八十二条第 一項	振替社債 的信託受益権	附則第四十条第一項に規定する特例特定目 的信託受益権
第三百十八条第二号 の規定により	おいては、 おいては、附則第四十条第一項に規定する 特例特定目的信託受益権の 及び附則第四十条第二項において読み替え て準用する附則第十六条第四項の規定によ り	おいては、附則第四十条第一項に規定する 特例特定目的信託受益権の

2

附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例特定目的信託受益権について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほ

か、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項第一号	金額	持分の数
附則第十二条第一項第二号	社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券）	受益証券（資産の流動化に関する法律第七十三条第一項に規定する受益証券）
附則第十四条第二項本文	社債券（弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）	受益証券
附則第十四条第五項第二号及び第三号	金額の増額	持分の数の増加
附則第十四条第五項第三号イ	金額	持分の数
附則第十五条及び第十	社債券	受益証券

六条第四項

附則第十七条第一項第二号	総額	持分の総数

(振替新株予約権付社債の特例)

第四十一条 新受入終了日までに発行の決議がされた新株予約権付社債（商法第三百四十一條ノ三第一項第八号に掲げる事項の定めがあり、同項第四号に掲げる同法第二百八十條ノ二十第二項第七号に掲げる事項の定めがなく、その新株予約権の目的である株式が振替株式であるものに限る。）であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を取締役会の決議において定めたもの（次項において「特例新株予約権付社債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替新株予約権付社債とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第四章から第九章まで、第二百十九条第二項ただし書、第二百二十二条、第二百二十五条から第二百三十一条まで、第二百三十八条第二項、第二百四十二条第四項から第六項まで、第二百四十三条第一項及び第三項、第二百四十六条、第二百四十九条、第十一章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十四条

第二項ただし書、第三項及び第七項、第十九条から前条まで並びに次条の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。) を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十一條第三項	事項及び振替新株予約権付社債がこれに付された新株予約権の消却後若しくは行使後のものであるとき又は社債の償還済みのものであるときはその旨	事項
第一百二十三條第三項	保有欄	第二百二十一條第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)
の発行総数を	について振替受入簿に記載され、又は記録	

第二百三十八条第三項	第一号 第二百三十八条第一項	
発生、移転又は消滅	<p>の発行総数（発行者が第二百三十一条第一項の規定により第二百二十二条第一項の通知をすることができない振替新株予約権付社債の数を除く。）</p>	<p>された数の合計数（当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る数及び新株予約権の行使又は社債の償還があつたものの数を除く。）をについて振替受入簿に記載され、又は記録された数の合計数（当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る数及び新株予約権の行使又は社債の償還があつたものの数を除く。）</p>
発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）		

		より当該	より当該口座における当該
第二百三十九条第二項 第一号	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）	
第一百四十二条第一項	振替新株予約権付社債	附則第四十一条第一項に規定する特例新株予約権付社債	
第二百四十四条第一項	おいては、	おいては、附則第四十一条第一項に規定する特例新株予約権付社債の	
第三百十八條第二号	又は第二百八十七条第二項	、第二百八十七条第二項又は附則第四十一条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項	

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例新株予約権付社債について準用する。この場合において、次の表の上欄

に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項第 一號	第六十八條第三項第二號	金額	數	第三百二十一條第三項第二號	第二百二十一條第三項第二號		
附則第十二条第一項第 二號	第六十八條第三項第二號	金額	數	第三百六條第一項	第三百四十一條ノ八第二項		
附則第十四条第五項第 二號	第六十八條第三項第二號	金額	數	第二百二十二条第三項第二號	第二百四十一條ノ八第二項		
附則第十四条第五項第 三號	第七十一条第一項	金額	增加	第二百二十四條第一項	第二百二十四條第一項		
附則第十六条第一項	第六十七条第一項	増額	增加	第二百二十二条第一項	第二百二十二条第一項		
附則第十六条第四項							

附則第十七条第一項第二号	総額	総数、その社債の総額、新株予約権を行使することができる期間

第四十二条 商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる転換社債（転換の請求により発行される株式が振替株式であるものに限る。）であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を取締役会の決議において定めたもの（第三項において「特例転換社債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替新株予約権付社債とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第四章から第九章まで、第二百十九条第二項、第二百二十二条、第二百二十五条から第二百三十一条まで、第二百三十八条第二項、第二百四十二条第四項から第六項まで、第二百四十三条第一項及び第二三項、第二百四十六条、第二百四十八条、第二百四十九条、第十一章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十四条第二項ただし書、第三項及び第七項並びに第十九条から前条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次項に定めるものを除くほか、第十章中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとする。

数	金額
減少	減額
増加	増額
振替数	振替金額
総数	総額
超過数	超過額
合計数	合計額

2 前項前段の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十九条第一項	新株予約権付社債券（商法第三百四十二条ノ八第二項に規定する新株予約権付社債券）	社債券（商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）による改正前の商法第三百六条第一項に規定する債券）
第一百二十一条第一項	新株予約権付社債券	社債券

			第一二百二十一條第三項
第一二百三十八條第一項 の発行総数を	第一二百二十四條第七項 についての社債の金額に相応 する振替新株予約権付社債の 数	第一二百二十三條第三項 保有欄	事項及び振替新株予約権付社 債がこれに付された新株予約 権の消却後若しくは行使後の ものであるとき又は社債の償 還済みのものであるときはそ の旨
		第一二百二十一條第三項第二号に掲げる事項 を記載し、若しくは記録する欄（以下この 章において「保有欄」という。）	

各号列記以外の部分

四三六

			された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る金額及び転換の請求又は社債の償還があつたものの金額を除く。）を
第一百三十八条第一項 第二号	数	の発行総数（発行者が第二百三十一条第一項の規定により第一百二十二条第一項の通知をすることができない振替新株予約権付社債の数を除く。）	数
第一百三十八条第三項	数は	について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る金額及び転換の請求又は社債の償還があつたものの金額を除く。）	額
発生、移転又は消滅	額は	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の	

		発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）
		より当該口座における当該
の数	の額	
第二百三十九条第一項 及び第二項第一号	第二百三十九条第二項 第二号	発生、移転又は消滅
第二百三十九条第三項 及び第二百四十条第一 項各号列記以外の部分	第二百三十九条第三項 及び第二百四十条第一 項各号列記以外の部分	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の 発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入 簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）

第二百四十四条第一項第一項第 二号	第二百四十条第一項第 二号	第二百四十条第一項第 一号	第二百四十条第二項第 二号	第二百四十条第二項第 一号	第二百四十二条第一項第一項第 二号	第二百四十二条第一項第一項第 一号	第二百四十二条第一項第一項第 二号	第二百四十二条第一項第一項第 一号
数を控除した数	数	数	数に相應する額	数に相應する額	額	額	額	額
数に相應する額	数	数	数を控除した数	数を控除した数	額	額	額	額
額	額	額	額を控除した額	額を控除した額	額	額	額	額

第一号	第二百四十二条第一項	部分に相応する金額	金額
第一百四十七条	第一百四十三条第二項 第一百四十四条第一項	新株予約権原簿及び社債原簿 においては、 おいては、附則第四十二条第一項に規定する特例転換社債	附則第四十二条第一項に規定する特例転換社債
付された新株予約権を行使する	第一百四十四条第一項 第一百四十七条	新株予約権原簿及び社債原簿 算出された数 に相応する社債の金額に応じて おいては、附則第四十二条第一項に規定する特例転換社債の 算出された額 に応じて	新株予約権原簿 社債原簿 社債

		商法第三百四十一條ノ十三第 一項の請求書の提出及び同項 の払込み	商法等の一部を改正する法律（平成十三年 法律第百二十八号）による改正前の商法第 三百四十一條ノ五第一項の請求書の提出
第三百十八条第二号	又は第二百八十七条第二項	、第二百八十七条第二項又は附則第四十二 条第三項において読み替えて準用する附則 第十六条第四項	、第二百八十七条第二項又は附則第四十二 条第三項において読み替えて準用する附則 第十六条第四項
附則第十二条第一項第一項 第一号	第六十八条第三項第二号	3 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条か ら第十八条までの規定は、特例転換社債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる 規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な 技術的読替えは、政令で定める。	、第二百二十二条第一項第三項第二号
附則第十二条第一項第一項 第一号	商法第三百六条第一項	商法等の一部を改正する法律（平成十三年	商法等の一部を改正する法律（平成十三年